

第78回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月15日（土曜日）午後1時開会

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定金額報酬の額の設定の件
- 第7号議案 取締役（業務執行取締役に限る。）に対する業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の確定金額報酬の額の設定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4626/>



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期における世界経済は、依然として地政学リスクの高まりによる資源の高騰、欧米諸国での高金利継続や為替変動、中国の景気低迷など不透明感が高まる状況が継続したことなどにより停滞し、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、エレクトロニクス事業において、リジッド基板用部材については車載関連部材、スマートフォン関連部材で販売数量が前年同期を上回り、半導体パッケージ基板用部材についても、メモリ向け製品を中心に緩やかな需要の回復がみられドライフィルム製品の販売数量が前年同期を僅かに上回りました。

医療・医薬品事業において、製造販売事業については、薬価改定の影響があったものの、新たな長期収載品の資産譲受や他社同効薬等の供給不足に伴う需要の増加により、また製造受託事業については、製造委託元からの要請によるプロダクトミックスの変化や原材料・エネルギー等の価格高騰に伴う販売価格の改定により、売上高が前年同期を上回りました。

その結果、当期の売上高、営業利益及び経常利益は前年同期を上回りましたが、子会社において減損損失を計上した影響から、親会社株主に帰属する当期純利益は、8,654百万円となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、1株あたり42円00銭とすることを本定時株主総会でご提案申し上げます。

これにより中間配当金（38円00銭）とあわせた年間の配当金は1株あたり80円00銭となります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長
佐藤英志



目次

招集ご通知	2
議決権の行使についてのご案内	4
インターネット配信のご案内	6
株主総会参考書類	8
添付書類	
● 事業報告	38
● 連結計算書類	64
● 計算書類	66
● 監査報告	68
トピックス	74

株主の皆様へ

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵388番地
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐藤 英志

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月14日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2024年6月15日（土曜日）午後1時
- 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
※ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
- 目的事項
 - 報告事項
 - 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定金額報酬の額の設定の件
 - 第7号議案 取締役（業務執行取締役に限る。）に対する業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬設定の件
 - 第8号議案 監査等委員である取締役の確定金額報酬の額の設定の件
- 議決権の行使に関する事項
4ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面をお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、一部の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の2の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。また、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、お送りする書面に記載したもののほか、各ウェブサイトに掲載している一部の事項を含んでおります。

本株主総会の招集においては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について以下の各ウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-hd.co.jp/jp/>



上記ウェブサイトへアクセスしていただき、メニューより「投資家情報」、「株式情報」、「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に当社名「太陽ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4626」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

8ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



定時株主総会にご出席いただける場合

本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 2024年6月15日（土曜日）午後1時

場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2024年6月14日（金曜日）午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合 **詳細は次ページ**

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月14日（金曜日）午後5時まで受付

- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合やパソコン又はスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

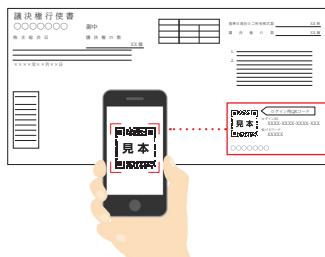
機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申し込みされた場合には、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書紙に記載された「ログインID、仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

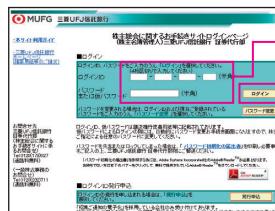


スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にて議決権行使を行ってください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

インターネット配信のご案内

株主総会の状況は、インターネットにおける同時配信によりご視聴することが可能です。

ご視聴を希望される株主様は、以下のログイン方法のご案内（手順）にてご視聴いただきますようお願い申し上げます。

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2024年6月15日（土曜日）午後1時00分より
（株主総会当日のログインは、午後0時30分より）

① 配信サイトに
アクセス

<https://web.lumiconnect.com/>



② 言語選択を「日
本語」にする

日本語

③ ミーティング
IDをご入力

706-217-946

ミーティングIDご入力後「ログイン」ボタンを押してください。

④ ID・パスワード
をご入力

- ◆ID : 株主番号8ケタ（ハイフンのはのぞく）
- ◆パスワード：ご登録の郵便番号7ケタ（3月末時点）

ID、パスワードをご入力後、「ログイン」ボタンを押してください。

開会時間となる2024年6月15日（土曜日）午後1時00分までお待ちください。

事前質問の受付

本総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことができます。なお、事前にご質問いただいた事項につきましても、本総会で可能なかぎりご回答させていただく予定です。

「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間中に配信サイトへログインください。配信サイトへのログイン後、「事前質問」タブより、事前のご質問を送信いただけます。

事前質問受付期間

2024年5月24日（金曜日）午前0時から2024年6月14日（金曜日）午後5時まで

当日質問の受付

インターネット配信では、「質問（コメント）」タブより、本総会の配信動画をご視聴いただきながらご質問（コメント）いただくことができます。なお、いただいたご質問（コメント）のうち、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、株主総会当日又は後日当社ホームページにてご回答・ご紹介させていただくことを予定しております。

ご注意事項

1. インターネット配信に必要な環境

インターネット配信をご視聴するためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、インターネット配信に必要となる通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様のご利用のパソコン、スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、インターネット配信をご視聴できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	macOS 最新版	Android 5 以上	iOS11以上
ブラウザ*	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※最新バージョンにてご視聴ください

2. その他の注意事項

- ご視聴の場合は、当日株主総会会場における会社法上のご出席・ご質問のお取り扱いとはならず、また動議のご提出もできませんのでご注意ください。議決権行使は、書面（郵送）又はインターネットによる方法で行っていただいた内容でお取り扱いさせていただきます。
- 通信環境等を原因として、株主様がインターネット配信をご視聴できない場合がございますが、当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねます。
- インターネット配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等は固くお断りいたします。
- インターネット配信及びコメント入力に対応している言語は、日本語のみとなります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づき、株主資本配当率（DOE）を長期経営構想の目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率（DOE）5%以上を維持すること」を目標としております。

この方針に基づき当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、金42円00銭
配当総額 2,351,485,962円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月17日

なお、当期の年間配当金額は、先に実施しました中間配当38円00銭を含め、1株につき80円00銭となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会において、当社グループ全体に関わる経営の基本方針や戦略など、グループ経営上重要な事項に関する議論をより充実させるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これにより、特に重要な事項を除き、業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役委任することで、意思決定・業務執行を迅速化するとともに、取締役会の監督機能の強化等を通じてコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらなる企業価値向上をめざすものであります。

本移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 (条文省略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を自ら行うことを目的とする。 (1) から(5) (条文省略) (6) 情報提供サービスの運營業務及びコンサルティング業務 (7) から(9) (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1) から(5) (現行どおり) (6) 情報提供サービスの運營業務およびコンサルティング業務 (7) から(9) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p style="padding-left: 100px;">(新 設)</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条から第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 100px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 100px;">(削 除)</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条から第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第14条から第15条の2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第17条及び第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2及び3 (条文省略)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第14条から第15条の2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第17条及び第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2及び3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>4 <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員または任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 代表取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>(役付取締役の職務)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p> <p>(役付取締役の職務)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>がこれを代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会を招集するときは、各取締役に<u>対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。 2 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。 2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(取締役の責任限定契約) 第31条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任限定契約) 第32条 (現行どおり)</p>
<p>(相談役および顧問) 第32条 <u>取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問をおくことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会規程) 第33条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p><u>第34条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第35条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第37条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第38条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第40条 <u>監査役会における議事については、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の議事録は、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の議事録は、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第43条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
(新 設)	(監査等委員会規程)
第6章 会計監査人	第38条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(選任および任期)	第6章 会計監査人
第44条 (条文省略)	(選任および任期)
(報酬等)	第39条 (現行どおり)
第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等)
	第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算	第7章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第46条 (条文省略)	第41条 (現行どおり)
(期末配当金)	(削 除)
第47条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>	
(中間配当金)	(削 除)
第48条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>	
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	第42条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新 設)	(剰余金の配当の基準日)
	第43条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
	2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
	3 <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの配当金には利息を付けない。</p> <p>第8章 附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第45条 当会社が、第78回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）との間で締結した同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員は任期満了となります。なお、当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者はその就任について承諾しております。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	さとう えいじ 佐藤 英志	代表取締役社長 グループ最高経営責任者(CEO) リスクマネジメント担当 医療・医薬品カンパニーCEO 再任
2	さいとう ひとし 齋藤 ひとし	代表取締役副社長 エレクトロニクスカンパニーCEO 再任
3	たかの きよふみ 高野 聖史	新任
4	つちや けいこ 土屋 恵子	社外取締役 再任 社外 独立



所有する当社の株式数
普通株式

507,876株

候補者番号

1

さ とう えい じ
佐藤 英志 (1969年5月3日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年 4月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 1999年10月 株式会社エスネットワークス代表取締役社長
- 2008年 6月 当社取締役
- 2010年 4月 当社代表取締役副社長
- 同年 7月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director
- 2011年 3月 株式会社エスホールディングス (現 株式会社エスネットワークス) 取締役
- 同年 4月 当社代表取締役社長、グループ最高経営責任者 (CEO)
- 2012年 4月 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事
- 同年12月 永勝泰科技股份有限公司董事
- 2014年 4月 太陽インキ製造株式会社代表取締役社長
- 同年12月 太陽グリーンエナジー株式会社代表取締役社長
- 2016年 6月 当社リスクマネジメント担当 (現任)
- 2017年 8月 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長 (現任)
- 2018年 6月 太陽インキ製造株式会社取締役
- 2019年 4月 太陽ファルマテック株式会社取締役
- 同年10月 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長 (現任)
- 2022年 5月 当社代表取締役社長、グループ最高経営責任者 (CEO)、医療・医薬品カンパニーCEO (現任)
- 2023年 4月 株式会社ファンリード取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

佐藤英志氏は、2008年に取締役に就任した後、代表取締役副社長を経て、2011年より代表取締役社長に就任し、意思決定及び業務執行の監督など当社グループの経営を統括しております。引き続き当社グループの意思決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たせるものと判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数

普通株式

112,053株

候補者番号

2

さい とう
齋 藤

ひとし
齊 (1965年4月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年11月 株式会社ウインシステム Marketing Manager (Win System Europe)
- 1996年 9月 当社入社
- 2001年 6月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Managing Director
- 同年 7月 TAIYO INK (THAILAND) CO., LTD. General Manager/Director
- 2010年 7月 当社海外営業部長
- 2012年 6月 太陽インキ製造株式会社取締役 (現任)
- 2015年 4月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事社長兼CEO
- 2016年 5月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事社長兼CEO
- 同年 6月 当社取締役
- 同年 7月 当社取締役専務執行役員
- 2019年 4月 TAIYO AMERICA, INC. Director (現任)
- 同年10月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director (現任)
- 2020年 2月 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD Director (現任)
- 同年 4月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事会会長兼CEO
- 同年 同月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事会会長兼CEO
- 同年 5月 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 (現任)
- 同年 同月 永盛泰新材料 (江西) 有限公司董事 (現任)
- 同年 6月 永勝泰油墨 (深圳) 有限公司董事
- 同年 同月 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director (現任)
- 同年 同月 TAIYO INK VIETNAM CO., LTD Chairman (現任)
- 2021年10月 永勝泰科技股份有限公司董事長 (現任)
- 同年12月 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事長 (現任)
- 同年 同月 永勝泰油墨 (深圳) 有限公司董事長 (現任)
- 2022年 1月 泰必豐半導體材料 (深圳) 有限公司董事 (現任)
- 同年 同月 太陽油墨貿易 (深圳) 有限公司董事長
- 同年 同月 韓国タイヨウインキ株式会社理事 (現任)
- 同年 同月 太陽インキプロダクツ株式会社理事 (現任)
- 同年 5月 当社エレクトロニクスカンパニーCEO (現任)
- 同年 6月 当社代表取締役副社長、エレクトロニクスカンパニーCEO (現任)
- 2023年10月 太陽油墨貿易 (深圳) 有限公司董事 (現任)

取締役候補者とした理由

齋藤齊氏は、海外における豊富なマーケティングの見識とマネジメント経験を有し、当社グループ会社の責任者として各社を統率してまいりました。これらの経験と知見を引き続き当社の意思決定に活かせるものと判断し、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

一株

候補者番号

3

たかの きよふみ
高野 聖史

(1965年11月4日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社）入社
2012年10月 同社R&D本部コア機能開発センター長
2015年1月 同社コーポレートマーケティング部長
2016年1月 同社新事業企画部長
2019年1月 同社執行役員新事業統括本部長
2021年1月 同社常務執行役員新事業統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

高野聖史氏は、技術、研究開発及びマーケティングといった長年の豊富な経験、知見に加え、新規事業創出といった実績も有しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

800株

候補者番号

4

つち や けい こ
土屋 恵子

(1960年5月13日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社電通入社
1989年4月 株式会社フェラーグ入社
1991年4月 オーストラリア貿易促進庁入庁
1994年1月 ベクトン・ディッキンソン株式会社HRプランニング&オーガニゼーション・エフェクティブネス・ダイレクター
2004年7月 株式会社ヒューマンバリューチーフ・リサーチャー&プロデューサー
2005年10月 GE東芝シリコン株式会社（現 モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社）太平洋地域、執行役員人事本部長
2009年1月 シスコ株式会社シニア・HRマネージャー
2011年2月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社社人事本部ヴァイスプレジデント
2015年8月 アデコ株式会社取締役人事本部長
2016年1月 同社取締役ピープルバリュー本部長
2017年6月 当社社外取締役（現任）
2019年6月 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事（現任）
2021年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土屋恵子氏は、総合人材サービス業での取締役経験並びにヘルスケアや素材などの製造分野での事業会社の経営経験をはじめとして、人事分野における豊富な経験と知見を有しております。これらを引き続き当社の人事部門及び人材の強化に活かせるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はございません。
2. 土屋恵子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土屋恵子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、土屋恵子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏が選任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。
5. 当社は、現在、土屋恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。高野聖史氏及び土屋恵子氏が選任された場合は、当社は、同2名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する同契約をそれぞれ締結する予定であります。
- これらの契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告52ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在) 注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
7. 各候補者と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者はその就任について承諾をしており、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び兼職の状況
1	照沼 かおり	当社監査役 新任
2	すぎ杉 浦 秀 徳	当社社外監査役 一般財団法人杏の杜財団監事 オリオンビール株式会社社外監査役 新任 社外 独立
3	さ佐 とう藤 いく郁 美	弁護士 当社社外監査役 のぞみ総合法律事務所パートナー ガイダン株式会社社外取締役 新任 社外 独立



候補者番号

1

てる ぬま

照 沼 かおり

(1982年12月29日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2005年 4月 三井物産株式会社入社
 2013年 8月 特定非営利活動法人クロスフィールズ入社
 2016年 3月 株式会社コナラ入社
 2019年 6月 当社入社
 2020年 1月 当社経理部長
 同年 7月 太陽油墨（蘇州）有限公司監事
 同年10月 太陽インキプロダクツ株式会社監事
 2022年 6月 当社監査役（現任）
 同年 同月 太陽インキ製造株式会社監査役（現任）

所有する当社の株式数

普通株式

1,000株

監査等委員である取締役候補者とした理由

照沼かおり氏は、財務、経理に関する豊富な知見と業務経験、また、2022年からは当社及び当社子会社の監査役としての経験を有しており、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。



候補者番号

2

すぎ うら ひで のり

杉 浦 秀 徳

(1961年3月20日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 株式会社日本長期信用銀行入行
 1998年 7月 UBS信託銀行株式会社入行
 2000年 7月 興銀証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社
 2003年10月 同社投資銀行グループ投資銀行第四部長
 2004年 4月 同社資本市場グループ企業金融第一部部長
 2005年 4月 同社経営企画グループ経営調査部上級研究員
 2006年 4月 京都大学経営管理大学院特別准教授
 2007年10月 一橋大学商学研究科非常勤講師
 2008年 4月 京都大学経営管理大学院特別教授
 2018年 6月 当社社外監査役（現任）
 2019年 4月 太陽ファルマテック株式会社監査役（現任）
 2023年 4月 一般財団法人杏の杜財団監事（現任）
 同年11月 オリオンビール株式会社社外監査役（現任）

所有する当社の株式数

普通株式

一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉浦秀徳氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、証券・金融業界における業務経験から、金融の専門家として大学の教授、講師を務めるなど金融に関する豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



候補者番号

3

さとう いくみ
佐藤 郁美

(1963年12月25日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

普通株式

一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1992年 3月 渡米のため東京弁護士会登録抹消
- 1995年 9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 同年 同月 弁護士登録（再）（第二東京弁護士会）
- 2013年 3月 矢吹法律事務所入所
- 2017年 4月 第二東京弁護士会副会長
- 2018年 4月 日本弁護士連合会常務理事
- 2019年 4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員
- 同年 6月 ダイダム株式会社監査役
- 2021年 1月 のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 同年 4月 日本弁護士国民年金基金常務理事
- 同年 6月 ダイダム株式会社社外取締役（現任）
- 2022年 6月 当社社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤郁美氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務、IT・知的財産権関連、海外法務等豊富な専門知識と経験から当社の監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、現在、照沼かおり氏、杉浦秀徳氏、佐藤郁美氏の3名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3名は選任された場合は、引き続き同契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、現在、杉浦秀徳氏、佐藤郁美氏の2名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告52ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ① 取締役及び監査役 の状況 (2024年3月31日現在) 注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
- 各候補者と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
- 照沼かおり氏の戸籍上の氏名は、大場かおりであります。

【ご参考】本株主総会後の取締役の専門性及び経験

氏名	本株主総会後の 当社における 地位・担当役職	企業経営 事業戦略	グローバル	生産品質 研究開発	ESG サステイナ ビリティ	人材マネ ジメント 多様性	財務会計 M&A	法務 リスクマネ ジメント
佐藤 英志	代表取締役社長	○				○	○	○
齋藤 斉	代表取締役副社長	○	○	○	○			
高野 聖史	取締 役	新任	○	○				
土屋 恵子	社 外 取 締 役	独立	○		○	○		
照沼 かおり	取 締 役 (監査等委員)	新任				○	○	○
杉浦 秀徳	社 外 取 締 役 (監査等委員)	新任 独立			○		○	○
佐藤 郁美	社 外 取 締 役 (監査等委員)	新任 独立			○	○		○

独 立：株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

企 業 経 営 ・ 事 業 戦 略：経営経験、取締役経験、事業戦略などを想定

グ ロ ー バ ル：グローバルを意識した事業展開の実現、経験を想定

ESG・サステイナビリティ：環境、社会貢献活動、地域創生活動、持続可能な事業活動の意味を含む

人 材 マ ネ ジ ム ン ト ・ 多 様 性：多様化する組織や社会に対応する自律型人材開発・育成・活用、マネジメント、ダイバーシティ（女性推進活動など）に関する取り組みなどを想定

財 務 会 計 ・ M & A：財務会計及び戦略的なM&Aに対する経験、知見を想定

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠の監査等委員である取締役候補者は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合における監査等委員である取締役への就任について承諾しております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者

とう どう まさ ひこ
東道 雅彦 (1968年7月17日生)

社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、
牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所
2005年1月 牛島総合法律事務所パートナー弁護士（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東道雅彦氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識と経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待しており、当社の監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数
普通株式

一株

- (注) 1. 東道雅彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 東道雅彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、東道雅彦氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、東道雅彦氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・監査等委員である取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。東道雅彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告52ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員状況 ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在) 注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
6. 東道雅彦氏と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定金額報酬の額の設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じです。）の確定金額報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の額を、改めて年額3億円以内（うち、社外取締役分は年額6千万円以内）と定めること及び各取締役に対する具体的な支給金額、支給の時期等の決定は取締役会に一任することについてご承認をお願いするものであります。

監査等委員会設置会社への移行前後において年額3億円以内という上限に変更はありません。また、本議案は、報酬諮問委員会における審議の結果妥当である旨の答申を受け、取締役会にて決定しており、その内容は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）となります。

第7号議案 取締役（業務執行取締役に限る。）に対する業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下、同じです。）に対する業績連動金銭報酬制度、業績連動株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、これらの報酬制度を総称して「本制度」といいます。また、業績連動株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度を総称して「株式報酬制度」といいます。）に係る報酬の報酬枠について下表「本議案の内容」とすること及び各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分等の決定は取締役会に一任することについてご承認をお願いするものであります。

監査等委員会設置会社への移行前後において、上限額や算定方法に変更はありません。また、本議案は、報酬諮問委員会における審議の結果妥当である旨の答申を受け、取締役会にて決定しており、その内容は相当であると判断しております。

1. 本議案の内容

報酬種類	これまでのご承認の内容		本議案の内容
	決議日	決議の内容	
業績連動金銭報酬	2022年6月18日 第76回 定時 株主総会	業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬として次の算定方法で算出される金額（上限額）以内の金銭とすること （算定方法） 業績連動金銭報酬（上限額） ＝税金等調整前当期純利益×（1－直近3事業年度 ^(注1) 平均実効税率 ^(注2) －直近3事業年度 ^(注1) 平均非支配株主に帰属する当期純利益率 ^(注3) ^(注4) ）×1.6%	左記に同じ

報酬 種類	これまでのご承認の内容		本議案の内容
	決議日	決議の内容	
業績連動 株式報酬	2022年 6月18日 第76回 定時 株主総会	<p>業務執行取締役に対する業績連動株式報酬として次の算定方法で算出される金額（上限額）以内の金銭とすること及び業績連動株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、200,000株（以下、「<u>業績連動株式発行上限数</u>」といいます。）以内とすること</p> <p>（算定方法） 業績連動株式報酬（上限額） ＝税金等調整前当期純利益×（1－直近3事業年度^(注1)平均実効税率^(注2)－直近3事業年度^(注1)平均非支配株主に帰属する当期純利益率^(注3)）^(注4)×3.4%</p>	<p>業務執行取締役に対する業績連動株式報酬として次の算定方法で算出される金額（上限額）以内の金銭とすること及び業績連動株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、200,000株^(注5)以内とすること</p> <p>（算定方法） 左記に同じ</p>
譲渡制限付 株式報酬	2021年 6月19日 第75回 定時 株主総会	<p>業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式の付与のための金銭債権）を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬制度として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、80,000株（以下、「<u>譲渡制限付株式発行上限数</u>」といいます。なお、2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては40,000株として決議をされましたが、その後2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該上限数は、80,000株に変更されています。）以内とすること</p>	<p>業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式の付与のための金銭債権）を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬制度として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、80,000株^(注5)以内とすること</p>

- (注) 1. 直近3事業年度：業績連動報酬の支給対象となる事業年度の直近3事業年度
 2. 実効税率：有価証券報告書に開示する「税効果会計適用後の法人税等の負担率」
 3. 非支配株主に帰属する当期純利益率：非支配株主に帰属する当期純利益（百万円未満切捨て）÷
 税金等調整前当期純利益（百万円未満切捨て）
 4. $(1 - \text{直近3事業年度平均実効税率} - \text{直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率})$ で計算するパーセンテージは小数点第3位を四捨五入とします
 5. 当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします

第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる業務執行取締役の員数は2名となる予定です。また、本議案を原案通りご承認いただいた後、本議案に沿うよう、「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針」（事業報告53ページに記載）を変更予定であり、合わせて当社の上席専務執行役員に対しても、本制度を導入し適用する予定です。

なお、後述「2. 本制度の概要」における上席専務執行役員に係る記載内容は、ご参考情報となります。

2. 本制度の概要

① 業績連動金銭報酬

業績連動金銭報酬は、本議案における業績連動金銭報酬の算定方法に基づき算出される業績連動金銭報酬（上限額）以内で、「イ) 算定式」により算出される支給対象となる各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の直前事業年度）の報酬総額を支給対象者（業務執行取締役及び上席専務執行役員をいいます。以下、同じです。）の当該事業年度の役位に応じて配分し、金銭で支給します。

イ) 算定式

業績連動金銭報酬総額（支給総額）＝税金等調整前当期純利益× $(1 - \text{直近3事業年度平均実効税率} - \text{直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率})$ ×支給率

- ・取締役会で決定する確定額（法人税法第34条第1項第3号イ（1）に定める「確定した額」をいいます。以下、同じです。）を上限とします
- ・支給率は、事業年度ごとの支給対象者の役位、支給人数に応じ、指名報酬委員会の答申を経て取締役会で決定します
- ・税金等調整前当期純利益がゼロ以下の場合には業績連動金銭報酬を支給しません
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は切捨てとします
- ・業績連動金銭報酬総額の円未満は切捨てとします

ロ) 各人への配分

各支給対象者への支給額は、業績連動金銭報酬総額（支給総額）に役位に応じたポイントを乗じ、全支給対象者のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、每期、役位別の人員数、職責を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。支給対象者が、業績連動金銭報酬の支給対象期間（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（支給対象者の地位ではなくなった場合を含みます。以下、同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

② 業績連動株式報酬

業績連動株式報酬は、本議案における業績連動株式報酬の算定方法に基づき算出される業績連動株式報酬（上限額）以内で、「イ」算定式により算出される支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を支給対象者の当該事業年度の役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給します。当社は、業績連動株式報酬の支給を受けた各支給対象者に対して、200,000株（以下、「業績連動株式発行上限数」といいます。）以内で新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各支給対象者は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（但し、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。）を払い込むこととします。

なお、業績連動株式報酬は、支給対象者が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、一定の譲渡制限期間（払込期日から3年間）、割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨等の一定の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとします。

但し、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各支給対象者に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数^{*}を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。

また、支給対象者から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

※については、後述の「④ 株式報酬制度（割り当ての条件）」（36ページ）をご参照ください。

イ) 算定式

業績連動株式報酬総額（支給総額）＝税金等調整前当期純利益×(1－直近3事業年度平均実効税率－直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率)×支給率

- ・取締役会で決定する確定額（法人税法第34条第1項第3号イ（1）に定める「確定した額」をいいます。以下、同じです。）を上限とします
- ・支給率は、事業年度ごとの支給対象者の役位、支給人数に応じ、指名報酬委員会の答申を経て取締役会で決定します
- ・税金等調整前当期純利益がゼロ以下の場合には業績連動株式報酬を支給しません
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は切捨てとします
- ・業績連動株式報酬総額の円未満は切捨てとします

ロ) 各人への配分

各支給対象者への支給額は、業績連動株式報酬総額（支給総額）に役位に応じたポイントを乗じ、全支給対象者のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。支給対象者が、業績連動株式報酬の支給対象期間（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（支給対象者の地位ではなくなった場合を含みます。以下、同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

③ 譲渡制限付株式報酬

各支給対象者への譲渡制限付株式報酬としての金銭債権の支給額については、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として普通株式を割り当てられた時点の役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬は、支給対象者が支給を受けた金銭債権の全部を現物出資財産として、80,000株（以下、「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。）以内で当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、a) 一定の譲渡制限期間（払込期日から10年間）、割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨やb) 譲渡制限期間中に一定の事由が生じた場合には、当該株式を当社が無償で取得する旨等の一定の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、支給対象者が当該割当に係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の支給対象者の地位にあること、当該割当に係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として支給します。

④ 株式報酬制度

株式報酬制度は、以下のa)～d)を条件として、譲渡制限付株式報酬に関しては特定譲渡制限付株式を割り当てる方法により、業績連動株式報酬に関しては第三者割当の方法により当社が新たに発行又は処分する普通株式を業務執行取締役及び上席専務執行役員（以下、④において「支給対象者」といいます。）に割り当てます。

(割り当ての条件)

- a) ある事業年度における株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける支給対象者（当該引受の時点において当社の支給対象者の地位である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、2,840,000株（以下、「対象者持株上限数」といいます。）とします。
- b) 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- c) 株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定します。
- d) 株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける支給対象者に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定します。

第8号議案 監査等委員である取締役の確定金額報酬の額の設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、監査等委員である取締役の確定金額報酬を、改めて月額700万円以内とすることについてご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しています。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度の売上高は104,775百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益は18,203百万円（前年同期比14.0%増）、経常利益は17,310百万円（前年同期比12.0%増）となりました。一方で、太陽ファルマ株式会社において収益性が低下した販売権の見直しを実施し、減損損失を計上した影響から、親会社株主に帰属する当期純利益は8,654百万円（前年同期比24.1%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

当社グループは、事業子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「エレクトロニクス事業」、「医療・医薬品事業」の2つを報告セグメントとしています。

エレクトロニクス事業

リジッド基板用部材については、ディスプレイ関連部材、民生用関連部材において、販売数量が前年同期を下回りました。特にディスプレイ関連部材において低調に推移しました。一方、車載関連部材、スマートフォン関連部材においては販売数量が前年同期を上回りました。特に車載関連部材において、半導体や部品不足等により在庫調整を実施していた前年同期と比較し、自動車生産が本格的に回復し販売台数が増加したことを背景に販売数量が増加しました。

半導体パッケージ基板用部材については、液状製品の販売数量は前年同期を下回りましたが、ドライフィルム製品の販売数量は前年同期を僅かに上回りました。当期期初においては、スマートフォンやPC・タブレット等の最終需要の減少を背景に販売数量は低調に推移していましたが、当期期中においてメモリ向け製品を中心に緩やかな需要の回復がみられました。

当事業については、海外での売上高比率が9割を超えていることから、為替が円安に推移することで増収、増益に寄与します。当期累計期間における期中平均為替レートは1米ドル144.4円であり、前年同期の期中平均為替レートである1米ドル135.0円と比較し9.4円の円安に推移しました。

この結果、売上高は71,415百万円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益は16,456百万円（前年同期比3.9%増）となりました。

医療・医薬品事業

太陽ファルマ株式会社が行う医療用医薬品の製造販売事業については、前年同期と比較し、薬価改定の影響があったものの、新たな長期収載品レミニール[®]の資産譲受や他社同効薬・鎮咳薬等の供給不足に伴う需要の増加により、売上高が前年同期を上回りました。

太陽ファルマテック株式会社が行う医療用医薬品の製造受託事業については、製造委託元からの要請によるプロダクトミックスの変化や原材料・エネルギー等の価格高騰に伴う販売価格の改定により、売上高が前年同期を上回りました。

この結果、売上高は29,269百万円（前年同期比15.0%増）、セグメント利益は3,248百万円（前年同期比70.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の有形固定資産並びにソフトウェアへの設備投資額は、13,652百万円でした。その主なものとして、太陽インキ製造株式会社において9,000百万円、太陽油墨（蘇州）有限公司において1,915百万円実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な固定資産の除却、売却等はございません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額21,000百万円の当座借越契約を締結しています。また、当事業年度におきましては、金融機関より借入金を中心に資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業譲受の状況

医療・医薬品事業の展開を目的に当社が設立した子会社の太陽ファルマ株式会社にて、Janssen Pharmaceutica NVとの、長期収載品レミニール[®]の製造販売承認及び製造販売権等の譲り受けに関する合意に基づき、資産譲受を完了しました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期 2023年3月期	第78期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高 (百万円)	80,991	97,966	97,338	104,775
営業利益 (百万円)	13,943	17,958	15,972	18,203
経常利益 (百万円)	13,819	18,062	15,462	17,310
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,529	11,803	11,405	8,654
1株当たり当期純利益 (円)	167.49	209.13	203.71	154.89
総資産 (百万円)	179,001	189,273	187,263	212,751
純資産 (百万円)	76,497	85,466	92,739	100,398
1株当たり純資産額 (円)	1,348.42	1,522.11	1,663.25	1,795.14

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期(2022年3月期)の期首から適用しており、第76期(2022年3月期)以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第75期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期 2023年3月期	第78期 (当事業年度) 2024年3月期
営業収益 (百万円)	7,830	11,747	14,016	15,463
営業利益 (百万円)	2,523	5,252	6,788	7,236
経常利益 (百万円)	2,510	5,002	6,551	6,894
当期純利益 (百万円)	4,116	5,468	6,362	6,058
1株当たり当期純利益 (円)	72.34	96.89	113.64	108.44
総資産 (百万円)	134,874	128,674	116,604	132,686
純資産 (百万円)	52,853	52,715	53,967	55,662
1株当たり純資産額 (円)	936.04	938.85	967.91	995.29

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期(2022年3月期)の期首から適用しており、第76期(2022年3月期)以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第75期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
太陽インキ製造株式会社	450百万円	100.0%	PCB用SR [*] 等の製造販売
太陽油墨(蘇州)有限公司	30百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
永盛泰新材料(江西)有限公司	7百万米ドル	(100.0%)	PCB用SR等の製造販売
台湾太陽油墨股份有限公司	310百万台湾ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
韓国タイヨウインキ株式会社	2,698百万韓国ウォン	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO AMERICA, INC.	2百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	2,309百万ベトナムドン	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED	10百万香港ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
太陽油墨貿易(深圳)有限公司	800千米ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
永勝泰油墨(深圳)有限公司	7百万米ドル	(100.0%)	PCB用SR等の販売
永勝泰科技股份有限公司	313百万台湾ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
太陽インキプロダクツ株式会社	100百万韓国ウォン	(100.0%)	PCB用SR等の販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	2百万シンガポールドル	100.0%	PCB用SR等の販売
TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD.	11百万タイバーツ	100.0%	PCB用SR等の販売
太陽ファルマ株式会社	450百万円	100.0%	医療用医薬品の製造販売
太陽ファルマテック株式会社	300百万円	100.0%	医療用医薬品の製造受託
太陽ファインケミカル株式会社	49百万円	100.0%	染料、顔料、薬品及びインク [*] の製造販売
太陽グリーンエナジー株式会社	10百万円	100.0%	自然エネルギーによる発電事業等
株式会社嵐山食堂	15百万円	100.0%	飲食施設の運営等
株式会社ファンリード	80百万円	100.0%	システムエンジニアリングサービス
株式会社アペックス	21百万円	(100.0%)	システム開発

※PCB用SR…プリント基板用ソルダーレジスト

- (注) 1. 永盛泰新材料（江西）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
2. 永勝泰油墨（深圳）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
3. 太陽インキプロダクツ株式会社に対する当社の議決権比率は、太陽インキ製造株式会社を通じての間接所有分です。
4. 株式会社アペックスに対する当社の議決権比率は、株式会社ファンリードを通じての間接所有分です。
5. 当連結会計年度より連結範囲に含めた株式会社アペックスを重要な子会社に追加しました。
6. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	太陽ファルマテック株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府高槻市明田町4番地38号
当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価額	23,067百万円
当社の総資産額	132,686百万円

③ その他の重要な企業結合の状況

DIC株式会社は、当社の株式を20.07%（議決権比率は20.08%）所有しており、当社はDIC株式会社の持分法適用の関連会社です。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念である「楽しい社会の実現」に向け、2021年6月に長期経営構想「Beyond Imagination 2030」を策定いたしました。

2030年は、テクノロジーの進化、環境への想い、世界中の様々な取り組みの中で、私たちの想像を超えた未来が広がっていると想定されます。当社はそのような未来のために、夢ある様々なモノを生み出す会社でありたいと考えています。当社の自律型人材が、変化の多い環境下においても、中核事業であるエレクトロニクス事業、医療・医薬品事業をさらに発展させると同時に、エネルギー事業とデジタルトランスフォーメーションをグループ全体の取り組みとして展開してまいります。

長期経営構想「Beyond Imagination 2030」

基本方針

- ① 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用
- ② エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造
- ③ 医療・医薬品事業の更なる成長
- ④ デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革
- ⑤ 新たな事業の創出
- ⑥ 戦略的なM&A
- ⑦ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化

目標

- ① 収益性 ROE（自己資本利益率）18%
- ② 株主還元 DOE（株主資本配当率）5%以上維持

当社は、単なる規模の拡大を目指すのではなく、社会的責任を果たすと同時に、株主価値の最大化を目指しています。長期にわたり、利益を拡大しながら資本効率を高めていくこと、また、株主の皆様に必要な利益を還元することに取り組んでまいります。これらの活動を推進するため、収益性ROE（自己資本利益率）18%及び株主還元DOE（株主資本配当率）5%以上維持を長期経営構想「Beyond Imagination 2030」における当社の目標として設定しています。2024年3月期においては、ROE9.0%、DOE5.1%となりました。今後も引き続き目標の達成を目指した活動を進めてまいります。

長期経営構想「Beyond Imagination 2030」の基本方針ごとにグループ全体で各種施策に取り組んでおり、特に次の施策を重点的に取り組んでいます。

1. 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用（基本方針①）

多様化する組織や社会に対応し、企業として成長していくには、それを支えていく人材の育成が重要な課題と考えています。「仕事のやりがい」「職場環境」「公正な評価・給与」の3つをバランス良く整えることで、自ら目標を設定し、その達成のためのプロセスと成果の創出を楽しむことができる自律型人材があふれる組織を目指しています。

2. エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造（基本方針②）

当社グループのエレクトロニクス事業は、主力製品であるSRの市場において世界トップクラスのシェアを有し、また、海外での売上比率が9割を超えています。地政学リスクの高まりによる資源等の高騰、欧米諸国での高金利の継続や為替変動、中国の景気低迷など不透明感が高まる状況が続いています。半導体産業においては、半導体の減産の影響が一時的にあったものの、IoT・仮想空間等の社会への浸透や第5世代移動通信システム（5G）の普及、生成AI関連製品の増加、DX（Digital Transformation）の進展により、半導体をはじめとする関連需要の拡大が中長期的に見込まれます。また、EV・ハイブリッド車の普及に伴う電動化や、自動運転の普及に伴う電装化により、車載関連部材の拡大も見込まれます。このような状況において永続的に成長していくために、特に次の施策について重点的に取り組んでいます。

<研究開発体制の整備>

研究開発のための積極的な設備投資を行い、国内外の優秀な研究者・技術者の採用と育成に注力しています。当期は、当社嵐山事業所敷地内に当事業における研究開発を目的とした新たな技術開発センターを建設しました。今後は、主力製品であるドライフィルムタイプのSRの技術開発を目的とした生産技術センターの建設を予定しております。設備投資に加え外部連携も強化し、事業開発を強く推進していきます。

<新製品の迅速な事業化>

当社グループでは、製品化の目処が立ったところで、営業部門・製造部門・開発部門から選抜した専属プロジェクトを立ち上げ、一定の責任と権限を付与することにより、製品化から事業化までの障壁を乗り越える力を高めスピードアップを両立しながら事業化を推進しています。

<為替リスク対策>

当事業の製品販売価格は外貨建となっていることが多く、為替レートの変動が業績の変動につながりやすいため、為替リスク対策は重要な課題です。そこで、「地産地販」（「現地（各市場）で販売する製品は現地で生産する」という方針）を推し進めるとともに、原材料の現地調達比率を高めることにより、収入と支出の取引通貨の一致を図っています。

3. 医療・医薬品事業の更なる成長（基本方針③）

医療・医薬品業界は、品質問題による供給停止や医療費抑制のための医療制度改革の推進など予見可能性が低下している環境にあります。このような状況下において、当社グループは将来を通じて既存製品を安定的に供給するために必要な体制の構築、医療機関・患者様のニーズに合致した医薬品の提供を目指します。

<医療用医薬品製造受託事業の継続>

第一三共プロファーマ株式会社の高槻工場を会社分割により承継した太陽ファルマテック株式会社では、医薬品製造受託事業を行っています。従来どおり既存顧客に対する安定供給だけでなく、当期は新しい分野である再生医療分野において受託事業を本格的に開始しました。今後も製造受託事業の成長を目指し、再生医療や遺伝子治療薬などの新しい分野での受託や新規顧客からの受託を強化すると同時に、引き続き高品質な製品の安定供給を行います。

<医療用医薬品製造販売事業の継続>

太陽ファルマ株式会社は、中外製薬株式会社、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社、アストラゼネカ株式会社、Janssen Pharmaceutica NVより譲受した19製品の長期収載品をラインナップしており、医療用医薬品を確実かつ安定的に医療現場へ提供し続けています。当期はパーキンソニズム治療剤「マドパー[®]配合錠L50」剤形追加の製造販売承認を取得しました。今後も医療現場の声にお応えする医薬品の製剤開発や提供を継続します。

<医薬品の副作用等リスクへの対策>

医薬品の製造販売には、製品回収や販売中止、健康被害に関する賠償責任等に関するリスクが伴います。薬機法[※]及び関連する規制の遵守を徹底するとともに、必要な賠償責任保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応していきます。

※薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

4. デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革（基本方針④）

急速な事業環境の変化をとらえつつ、グローバルな競争力を強化していくには、当社グループの業務・仕組み・ビジネスモデルを不断に高度化・革新していくことが重要な課題と考えています。デジタルトランスフォーメーションの推進により、受発注・生産管理・研究開発・新事業開発など、あらゆる業務・仕組みを変革し、グループ内及び顧客に新しい価値を提供していきます。

5. 新たな事業の創出（基本方針⑤）

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、既存の事業の強化に加え、新たな事業を継続的に創出するための取り組みを重視しています。エレクトロニクス、医療・医薬品、ICT、エネルギー、食糧に続く、当社グループの収益の柱となる新たな事業展開に今後も注力していきます。

6. 戦略的なM&A（基本方針⑥）

既存事業の強化、新規事業の立ち上げ加速のために、当社の保有する経営資源の活用だけでなく、戦略的に他社との業務提携や資本提携、M&Aを今後も積極的に行っていきます。当期においては、当社のICT事業を担う株式会社ファンリードが事業の強化を目的に、株式会社エクシーズと株式会社RITの全株式を譲受しました。

7. SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化（基本方針⑦）

当社グループは、SDGsの重要性が世界的に広く注目される以前より、持続的な企業価値の向上に不可欠なものとして、SDGsと親和性のある取り組みを進めてきました。具体的には、脱炭素社会の実現へ向けて日本国内に水上太陽光発電所を開所しており、当期も新たに16基目を開所しました。また、地域のイベントやボランティア活動への参加、社員食堂での地元食材の使用など、地域社会に根差した活動や、LGBTトイレの導入やプライム市場上場企業平均と比し高い女性役員比率など、ジェンダー平等に向けた取り組みも行っています。今後も引き続きSDGsへの取り組みを積極的に推進します。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、プリント基板用部材を始めとする電子機器用化学品部材の開発・製造販売及び仕入販売に関する事業、医療用医薬品の製造販売・製造受託に関する事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

太陽ホールディングス株式会社	当 社	本 社	東京都 豊島区
		嵐山事業所	埼玉県 比企郡嵐山町
太陽インキ製造株式会社	連結子会社	本社・工場	埼玉県 比企郡嵐山町
		北九州事業所	福岡県 北九州市
太陽油墨(蘇州)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
永盛泰新材料(江西)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
台湾太陽油墨股份有限公司	連結子会社	本社・工場	台湾
韓国タイヨウインキ株式会社	連結子会社	本社・工場	大韓民国
TAIYO AMERICA, INC.	連結子会社	本社・工場	アメリカ合衆国
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	連結子会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国
TAIYO INK INTERNATIONAL(HK)LIMITED	連結子会社	本 社	中華人民共和国
太陽油墨貿易(深圳)有限公司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
永勝泰油墨(深圳)有限公司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
永勝泰科技股份有限公司	連結子会社	本 社	台湾
太陽インキプロダクツ株式会社	連結子会社	本 社	大韓民国
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	連結子会社	本 社	シンガポール共和国
TAIYO TRADING(THAILAND)CO., LTD.	連結子会社	本 社	タイ王国
太陽ファルマ株式会社	連結子会社	本 社	東京都 千代田区
太陽ファルマテック株式会社	連結子会社	本社・工場	大阪府 高槻市
太陽ファインケミカル株式会社	連結子会社	本社・工場	福島県 二本松市
太陽グリーンエナジー株式会社	連結子会社	本 社	埼玉県 比企郡嵐山町
株式会社嵐山食堂	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株式会社ファンロード	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株式会社アペックス	連結子会社	本 社	東京都 豊島区

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数			臨時雇用員数		
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)
エレクトロニクス事業	1,344名	1,281名	63名	88名	77名	11名
医療・医薬品事業	427名	405名	22名	118名	98名	20名
その他・全社共通	439名	434名	5名	66名	69名	△3名
合計	2,210名	2,120名	90名	272名	244名	28名

- (注) 1. 臨時雇用員数は、パートタイム、派遣社員の人数を記載しております。
2. 「その他・全社共通」には、ICT&S事業と当社管理部門を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

従業員数			臨時雇用員数		
当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)	当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)
156名	143名	13名	11名	14名	△3名

従業員	平均年齢	平均勤続年数
		39.91歳

- (注) 上記従業員数には当社から社外への出向社員を除き、社外から当社への出向社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	25百万米ドル
株式会社三井住友銀行	230億円
株式会社みずほ銀行	150億円
株式会社三菱UFJ銀行	64億円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 58,291,559株
- ③ 株主数 8,284名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D I C 株 式 会 社	11,234千株	20.07%
株 式 会 社 光 和	5,533千株	9.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,036千株	9.00%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	3,176千株	5.67%
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	2,477千株	4.42%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,232千株	3.99%
四 国 化 成 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,490千株	2.66%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,166千株	2.08%
東 新 油 脂 株 式 会 社	1,077千株	1.92%
株 式 会 社 か ん ぼ 生 命 保 険	1,004千株	1.79%

(注) 持株比率は自己株式（2,303,798株）を控除して計算しています。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式（62,240株）を含んでおりません。また、自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数 (株)	人 数 (名)
取締役（業務執行取締役に限る）	普通株式 106,058	4

(注) 1. 当社の株式報酬制度（業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）の内容については、「(3) 会社役員の内情 ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」（53ページ）に記載しております。
 2. 上記のうち44,758株は譲渡制限付株式報酬制度による、61,300株は業績連動株式報酬制度による当社普通株式の交付数であります。
 3. 上記のうち譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役は4名、業績連動株式報酬制度の対象となる取締役は4名であります。

- ⑥ その他の株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤英志	グループ最高経営責任者（CEO） リスクマネジメント担当 医療・医薬品カンパニーCEO 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長 株式会社ファンリード取締役 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	齋藤 齊	エレクトロニクスカンパニーCEO 太陽インキ製造株式会社取締役 太陽油墨（蘇州）有限公司董事長 太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 韓国タイヨウインキ株式会社理事 TAIYO AMERICA, INC. Director TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director 永勝泰科技股份有限公司董事長 永勝泰油墨（深圳）有限公司董事長 太陽インキプロダクツ株式会社理事 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman 永盛泰新材料（江西）有限公司董事 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director 泰必豊半導体材料（深圳）有限公司董事
取締役	竹原栄治	コンプライアンス・オフィサー 取締役会議長 研究本部担当 太陽インキ製造株式会社取締役 太陽油墨（蘇州）有限公司董事 永勝泰科技股份有限公司董事 太陽グリーンエナジー株式会社取締役
取締役	有馬聖夫	医療・医薬品カンパニーCBDO （Chief Business Development Officer） 太陽ファインケミカル株式会社取締役 太陽ファルマ株式会社代表取締役社長 太陽ファルマテック株式会社取締役 株式会社リック代表取締役社長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	田中智之	DIC株式会社執行役員経営企画部長
取締役	樋爪昌之	樋爪昌之公認会計士・行政書士事務所所長 税理士法人ひづめ会計代表社員
取締役	土屋恵子	日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事
取締役	青山朝子	日本電気株式会社Corporate SVP 企業会計審議会臨時委員
取締役	鎌田由美子	株式会社ONE・GLOBAL代表取締役 株式会社ルミネ非常勤取締役 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役 株式会社ビジネス・ブレイクスルー社外取締役
常勤監査役	杉浦秀徳	太陽ファルマテック株式会社監査役 一般財団法人杏の杜財団監事 オリオンビール株式会社社外監査役
常勤監査役	照沼かおり	太陽インキ製造株式会社監査役
監査役	佐藤郁美	のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士 ダイダグン株式会社社外取締役 日本弁護士国民年金基金常務理事

- (注) 1. 取締役樋爪昌之氏、取締役土屋恵子氏、取締役青山朝子氏及び取締役鎌田由美子氏の4名は、社外取締役です。なお、当社は同4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 常勤監査役杉浦秀徳氏及び監査役佐藤郁美氏は、社外監査役です。なお、当社は同2名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 常勤監査役杉浦秀徳氏は、証券・金融業界における業務経験を有するほか、金融の専門家として大学の教授、講師を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役照沼かおり氏は、当社の経理部長を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役佐藤郁美氏は、弁護士として企業法務、IT・知的財産権関連、海外法務等豊富な専門知識と経験から、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐藤英志	—	株式会社ファンリード取締役	2023年 4月 1日
	永勝泰科技股份有限公司董事	—	2023年 6月 1日
	太陽インキ製造株式会社取締役	—	2023年 6月 17日
	太陽油墨(蘇州)有限公司董事	—	2023年 6月 29日
齋藤 斉	太陽油墨貿易(深圳)有限公司董事長	太陽油墨貿易(深圳)有限公司董事	2023年 10月 1日
竹原栄治	—	永勝泰科技股份有限公司董事	2023年 6月 1日
	—	太陽インキ製造株式会社取締役	2023年 6月 17日
	—	太陽油墨(蘇州)有限公司董事	2023年 6月 29日
有馬聖夫	—	株式会社リック代表取締役社長	2023年 6月 1日
土屋恵子	アデコ株式会社取締役	—	2023年 12月 31日
青山朝子	日本電気株式会社執行役員	日本電気株式会社Corporate SVP	2023年 4月 1日
杉浦秀徳	—	一般財団法人杏の杜財団監事	2023年 4月 14日
	—	オリオンビール株式会社社外監査役	2023年 11月 1日
照沼かおり	太陽インキプロダクツ株式会社監事	—	2023年 5月 18日
	太陽油墨(蘇州)有限公司監事	—	2023年 6月 29日

7. 2024年4月1日以降における取締役及び監査役の「担当及び重要な兼職の状況」の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
土屋恵子	—	株式会社トゥビーイングスアドバイザー	2024年 4月 1日
佐藤郁美	日本弁護士国民年金基金常務理事	—	2024年 4月 1日

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「1. 企業集団の現況 (6) 主要な営業所及び工場」に記載の日本国内に本社の存する当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び費用を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

9. 当社と各取締役及び各監査役の間には補償契約の締結はございませんが、注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおり、役員等賠償責任保険契約の補償範囲に会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号規定の損失が含まれており、当該保険料は全額当社が負担しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堺 昭人	2023年6月17日	退任	常勤監査役

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、報酬諮問委員会の答申を受け、2022年6月18日開催の取締役会において以下のとおり決定しております。

取締役報酬制度は、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下、同じです。）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

取締役に対する確定金額報酬の額並びに業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額又はその算定方法、支給時期、配分等については、株主総会でご承認いただいた範囲内で報酬諮問委員会にて審議された答申内容を尊重し、取締役会において、決定します。短期、中期、長期のインセンティブプランを設定することで、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるとともに、優秀なトップマネジメント人材の獲得とリテンションを図り、株式報酬制度によって業務執行取締役に株式を交付することで、株主としての意識の醸成を図ることができま

当事業年度に係る役員報酬制度と取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

項目	確定金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬
目的	—	短期インセンティブ	中期インセンティブ	長期インセンティブ
報酬の種類	金銭	金銭	株式	株式
対象となる 役員	業務執行取締役 ^(注1) 非業務執行取締役 監査役	業務執行取締役 ^(注1)	業務執行取締役 ^(注1)	業務執行取締役 ^(注1)
報酬の概要	固定の月額報酬を金銭で支給	各事業年度に係る税金等調整前当期純利益を指標として、実効税率及び非支配株主に帰属する当期純利益率を加味して算出した報酬総額を役位に応じて配分し、金銭で支給	各事業年度に係る税金等調整前当期純利益を指標として実効税率及び非支配株主に帰属する当期純利益率を加味して算出した報酬総額を役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給	支給対象期間の職務執行の対価として役位別に設定し、現物出資財産として、当社普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意等することを前提に金銭報酬債権で支給
株主総会の 決議の年月日	(取締役) 2010年6月29日 第64回定時株主総会 (監査役) 2022年6月18日 第76回定時株主総会	2022年6月18日 第76回定時株主総会	2022年6月18日 第76回定時株主総会	2021年6月19日 第75回定時株主総会

項目	確定金額報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
株主総会の決議の内容	(取締役) 全ての取締役に対する確定金額報酬を総額3億円以内とすること (監査役) 月額700万円以内とすること	業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬として次の算定式で算出される金額(上限額)以内の金銭とすること 業績連動金銭報酬(上限額) =税金等調整前当期純利益×(注2)×1.6%	業務執行取締役に対する業績連動株式報酬を次の算定式で算出される金額(上限額)以内の金銭(当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とすることを前提とする。)とすること及び業績連動株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、200,000株(以下、「業績連動株式発行上限数」といいます。)とすること ^(注4) 業績連動株式報酬(上限額) =税金等調整前当期純利益×(注2)×3.4%	譲渡制限付株式報酬(譲渡制限付株式の付与のための金銭債権)を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり80,000株(以下、「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。)以内とすること ^(注5)
役員の員数 (株主総会 終結時)	(取締役)6名 (監査役)4名 (うち社外監査役3名)	4名	4名	3名
業績連動報酬等・非金銭報酬等以外の報酬等の額 又は算定方法 の決定方針	(取締役) 各取締役への支給額については、役位別に月額報酬を設定 (監査役) 監査役の協議により決定	—	—	—

項目	確定金額報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
業績連動報酬等の業績指標の内容及び額若しくは数の算定方法の決定方針	—	(注3)	(注4)	—
非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又は算定方法の決定方針	—	—	(注4)	(注5)
指標に「税金等調整前当期純利益」を選択した理由	—	<p>親会社株主に帰属する当期純利益は、取引先、従業員、金融機関、国、地方自治体等の利害関係者への分配後の利益であり、株主の皆様へに帰属する成果であります。その一部を業務執行取締役へに分配することから、株主との価値共有という観点から鑑みると、合理的な指標であると考えています。</p> <p>当社の指標である「税金等調整前当期純利益」に、「実効税率」及び「非支配株主に帰属する当期純利益率」のそれぞれ直近3事業年度平均を考慮することで、「親会社株主に帰属する当期純利益」に実質的に相当する金額を算出し、当該金額を指標としていることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」を用いる意義に近いものと考えています。</p> <p>また、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、利益水準が低い（赤字を含みます）場合には、業務執行取締役の報酬も低い水準となり、「税金等調整前当期純利益」が0（ゼロ）以下の場合には支給されません。</p>	—	

項目	確定金額報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
各報酬等の種類別の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針	<p>固定的に支給され、価値が変動しない確定金額報酬は相対的に低い水準におさえ、業績や株価に連動した報酬の比率を高めること、特に長期的には業績に連動してその価値（株価）が変動することとなる株式による報酬が過半数を占めるように設計することを、支給割合の決定に関する方針としています。</p> <p>また、株式による報酬について、譲渡制限付株式報酬は長期的なインセンティブとして安定的に支給することとし役位別の固定額を基礎とした株式数を付与し、業績連動株式報酬は業績により0（ゼロ）となることもあります。業績の成長に伴い譲渡制限付株式報酬で付与される株式数と比して多く付与される設計とし、役位が上がるにつれ、株式による報酬の比率が高くなることを支給割合の決定に関する方針としています。</p>			
報酬等を与える時期又は条件の決定方針	毎月支給	各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に支給	各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に支給	支給対象期間となる前事業年度の定時株主総会后2ヶ月以内に支給
個人別報酬等の内容の決定方法	取締役会は、報酬諮問委員会より受けた報酬方針、具体的な算定方法に関する答申内容を尊重し、株主総会でご承認いただいた範囲内かつ当該答申内容の範囲内で、取締役の報酬額を決議しております。			

- (注) 1. 業務執行取締役とは、法人税法施行令第69条第9項第1号に該当する取締役をいいます。
2. (1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率)
- 直近3事業年度：業績連動金銭報酬又は業績連動株式報酬の支給対象となる事業年度の前3事業年度
 - 実効税率：有価証券報告書に開示する「税効果会計適用後の法人税等の負担率」
 - 非支配株主に帰属する当期純利益率：非支配株主に帰属する当期純利益（百万円未満切捨）÷税金等調整前当期純利益（百万円未満切捨）
 - (1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率)で計算するパーセンテージは小数点第3位を四捨五入します。
3. 業績連動金銭報酬
- 業績連動金銭報酬は、イ)算定式により算出される支給対象となる各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、金銭で支給します。
- イ) 算定式
- $$\text{業績連動金銭報酬総額（支給総額）} = \text{税金等調整前当期純利益} \times (\text{注2}) \times 0.8\%$$
- 取締役会で決定する確定額（法人税法第34条第1項第3号イ（1）に定める「確定した額」をいう。以下、同じです。）を上限とします。
 - 税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動金銭報酬を支給しません。
 - 税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします。
 - 業績連動金銭報酬総額（支給総額）は、1円未満は切り捨てとします。

ロ) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動金銭報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動金銭報酬の支給対象期間（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下、同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

4. 業績連動株式報酬

業績連動株式報酬は、イ) 算定式により算出される支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給します。当社は、業績連動株式報酬の支給を受けた各業務執行取締役に対して、業績連動株式発行上限数以内で新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各業務執行取締役は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（但し、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。）を払い込むこととします。

なお、業績連動株式報酬は、業務執行取締役が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、一定の譲渡制限期間（払込期日から3年間）、割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨等の一定の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとします。

但し、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各業務執行取締役に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数^{*}を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。また、業務執行取締役から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

※については、後述の「（割り当ての条件）」（59ページ）をご参照ください。

イ) 算定式

業績連動株式報酬総額（支給総額）＝税金等調整前当期純利益×（注2）×3.4%

- ・取締役会で決定する確定額を上限とします。
- ・税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動株式報酬を支給しません。
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします。
- ・業績連動株式報酬総額（支給総額）は、1円未満は切り捨てとします。

ロ) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動株式報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動株式報酬の支給対象期間（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下、同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

5. 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬の総額は3億円以内となります。各業務執行取締役への譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権の支給額については、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として普通株式を割り当てられた時点の役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が支給を受けた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として、譲渡制限付株式発行上限数以内で当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、①一定の譲渡制限期間（払込期日から10年間）、割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨や②譲渡制限期間中に一定の事由が生じた場合には、当該株式を当社が無償で取得する旨等の一定の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、業務執行取締役が当該割り当てに係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の業務執行取締役の地位にあること、当該割り当てに係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として支給するものとします。

6. 株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬に関する譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬に関する業績連動株式報酬制度の2種類の制度からなり、以下のa)～d)を条件として、当社が新たに発行又は処分する普通株式を業務執行取締役に割り当てます。

(割り当ての条件)

- ある事業年度における株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役（当該引受の時点において当社の業務執行取締役である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、2,840,000株に満たない数（以下、「対象者持株上限数」といいます。）とします。
- 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- 株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。
- 株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定します。

7. 株式報酬ガイドライン

業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により業務執行取締役に対し付与される当社普通株式に対する保有方針を定めたガイドラインを制定しています。一定程度の株式数を保有した場合の取締役報酬額の調整について方針を定めています。

なお、取締役報酬額については当該ガイドラインに準じて報酬諮問委員会で審議のうえ取締役会に答申し、取締役会において決定することとしています。

8. 2024年6月15日開催予定の第78回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬について新たに設定する予定であります。具体的な報酬の内容は株主総会参考書類30～37ページをご参照ください。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会が「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき総合的に審議のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申内容を尊重して決定し運用されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				人数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		確定 金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	643 (40)	160 (40)	69 (-)	294 (-)	119 (-)	9 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	54 (34)	54 (34)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	698 (75)	214 (75)	69 (-)	294 (-)	119 (-)	13 (7)

(注) 1. 取締役に、業務執行取締役及び非業務執行取締役を含みます。

2. 当事業年度末日の取締役は9名（うち社外取締役は4名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。

3. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績等

	目 標*	実 績
税金等調整前当期純利益	14,200百万円	12,102百万円

※目標は、2023年6月19日発表の有価証券報告書(第77期)において記載しております。当事業年度の「(1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率)」の値は、71.54%を使用しています。

4. 非金銭報酬等の内容

当事業年度に支給された非金銭報酬等は、2023年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を支給（払込期日：2023年7月14日、払込金額：2,677円/株）しております。

	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
対象者	業務執行取締役：4名	業務執行取締役：4名
株式数	61,300株	44,758株
譲渡制限期間	2023年7月14日～2026年7月13日	2023年7月14日～2033年7月13日

④ 社外役員に関する事項（2024年3月31日現在）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役樋爪昌之氏は、樋爪昌之公認会計士・行政書士事務所の所長及び税理士法人ひづめ会計の代表社員です。樋爪昌之公認会計士・行政書士事務所及び税理士法人ひづめ会計と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役土屋恵子氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブの理事です。日本軽金属ホールディングス株式会社及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブと当社との間には特別の関係はございません。また、当事業年度中まで兼務していたアデコ株式会社との間にも特別の関係はございません。
- ・社外取締役青山朝子氏は、日本電気株式会社のCorporate SVP及び企業会計審議会の臨時委員です。日本電気株式会社及び企業会計審議会と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役鎌田由美子氏は、株式会社ONE・GLOCALの代表取締役、株式会社ルミネの非常勤取締役、株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外取締役及び株式会社ビジネス・ブレークスルーの社外取締役です。株式会社ONE・GLOCAL、株式会社ルミネ、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社ビジネス・ブレークスルーと当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外監査役杉浦秀徳氏は、一般財団法人杏の社財団の監事及びオリオンビール株式会社の社外監査役です。一般財団法人杏の社財団及びオリオンビール株式会社と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外監査役佐藤郁美氏は、のぞみ総合法律事務所のパートナー弁護士、ダイダグン株式会社の社外取締役及び日本弁護士国民年金基金の常務理事です。のぞみ総合法律事務所、ダイダグン株式会社及び日本弁護士国民年金基金と当社との間には特別の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 樋爪 昌之	10回	100%	—	—
取締役 土屋 恵子	9回	90%	—	—
取締役 青山 朝子	10回	100%	—	—
取締役 鎌田 由美子	10回	100%	—	—
監査役 杉浦 秀徳	10回	100%	10回	100%
監査役 佐藤 郁美	10回	100%	10回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。

・取締役会又は監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役樋爪昌之氏は、主に公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、特に投資案件や会計、リスクマネジメントについて取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしました。また、報酬諮問委員会の委員として、開催されたすべての回に参加し、当社の業務執行取締役や執行役員の報酬等の決定及びそのプロセスに関し透明性、客観性を高めること等に貢献しました。

取締役土屋恵子氏は、人事分野における豊富な経験に基づき、人事部門及び人的資本の強化に関する事項、特に多様性の確保・活用のためのグローバル視点での人事施策について取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしました。また、指名諮問委員会の委員長として、開催されたすべての回に参加し、当社の役員候補者の選定及びそのプロセスに関し透明性、客観性を高めること等において主導的な役割を果たしました。

取締役青山朝子氏は、公認会計士としての知識と豊富な経験及びこれまでの企業経営並びに業務執行の経験に基づき、特に当社のM&Aや設備投資を含むような投資案件、グループ全体の中長期の財務指標や方針等において取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしました。また、報酬諮問委員会の委員長として、開催されたすべての回に参加し、当社の業務執行取締役や執行役員の報酬等の決定及びそのプロセスに関し透明性、客観性を高めること等において主導的な役割を果たしました。

取締役鎌田由美子氏は、新規事業開発及び顧客サービス分野における企業経営並びに業務執行の豊富な経験と知見に基づき、特に新規事業やサステナビリティについて取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしました。また、指名諮問委員会の委員として、開催されたすべての回に参加し、当社の役員候補者の選定及びそのプロセスに関し透明性、客観性を高めること等において貢献しました。

監査役杉浦秀徳氏は、金融に関する豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、意見を述べる等当社の業務執行を適切に監査しました。

監査役佐藤郁美氏は、弁護士としての専門的見地を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、意見を述べる等適切に監査しました。また、指名諮問委員会の委員として開催されたすべての回に参加し、当社の役員候補者の選定及びそのプロセスに関し透明性、客観性を高めること等において貢献しました。

監査役杉浦秀徳氏、監査役佐藤郁美氏のいずれも、参加した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が定める最低責任限度額としています。これに基づき、社外取締役である樋爪昌之氏、土屋恵子氏、青山朝子氏及び鎌田由美子氏並びに社外監査役である杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)	科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流 動 資 産	109,655	90,050	流 動 負 債	64,874	35,115
現 金 及 び 預 金	58,583	47,121	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,795	6,513
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	28,352	22,734	短 期 借 入 金	9,821	5,424
商 品 及 び 製 品	8,571	7,038	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	33,766	12,902
仕 掛 品	1,451	1,398	未 払 金	6,586	5,374
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,143	6,539	未 払 法 人 税 等	1,986	1,031
そ の 他	5,582	5,290	賞 与 引 当 金	1,152	1,108
貸 倒 引 当 金	△30	△72	そ の 他 の 引 当 金	118	87
固 定 資 産	103,096	97,212	そ の 他	2,646	2,672
有 形 固 定 資 産	68,852	60,401	固 定 負 債	47,478	59,407
建 物 及 び 構 築 物	30,690	22,492	繰 延 税 金 負 債	1,200	3,974
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,032	10,538	長 期 借 入 金	43,134	53,174
工 具、器 具 及 び 備 品	2,380	1,908	退 職 給 付 に 係 る 負 債	292	108
土 地	15,084	14,991	そ の 他 の 引 当 金	48	55
建 設 仮 勘 定	7,261	9,378	資 産 除 去 債 務	1,386	1,006
そ の 他	1,403	1,091	そ の 他	1,415	1,088
無 形 固 定 資 産	25,804	29,170	負 債 合 計	112,353	94,523
の れ ん	2,896	4,974	純 資 産 の 部		
販 売 権	13,979	15,834	株 主 資 本	89,925	86,098
顧 客 関 連 資 産	5,000	5,476	資 本 金	9,903	9,761
そ の 他	3,927	2,885	資 本 剰 余 金	15,025	14,883
投 資 そ の 他 の 資 産	8,439	7,640	利 益 剰 余 金	70,989	67,561
投 資 有 価 証 券	4,437	3,923	自 己 株 式	△5,993	△6,107
関 係 会 社 株 式	1,394	1,152	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,469	6,637
繰 延 税 金 資 産	391	501	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	709	429
退 職 給 付 に 係 る 資 産	461	503	為 替 換 算 調 整 勘 定	9,766	6,223
そ の 他	1,982	1,753	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△6	△14
貸 倒 引 当 金	△227	△193	非 支 配 株 主 持 分	4	3
資 産 合 計	212,751	187,263	純 資 産 合 計	100,398	92,739
			負 債 純 資 産 合 計	212,751	187,263

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	金 額	金 額
売上高	104,775	97,338
売上原価	55,944	54,547
売上総利益	48,830	42,791
販売費及び一般管理費	30,627	26,818
営業利益	18,203	15,972
営業外収益	632	552
受取利息	262	116
補助金の収入	150	90
その他の収入	219	344
営業外費用	1,525	1,062
支払利息	664	473
支払替差	175	242
その他の損失	685	346
経常利益	17,310	15,462
特別損失	5,208	－
関係会社株式評価損	416	－
減損損失	4,792	－
税金等調整前当期純利益	12,102	15,462
法人税、住民税及び事業税	3,741	3,634
法人税等調整額	△291	422
当期純利益	8,652	11,405
非支配株主に帰属する当期純利益	△1	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	8,654	11,405

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)	科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流動資産	48,541	22,323	流動負債	44,444	19,044
現金及び預金	33,392	12,382	短期借入金	12,083	7,665
売掛金	760	597	1年内返済予定の長期借入金	29,773	9,881
関係会社短期貸付金	11,719	5,079	未払金	2,141	1,118
未収還付法人税等	1,250	1,625	未払法人税等	37	25
その他	1,418	2,638	賞与引当金	234	224
固定資産	84,145	94,281	その他の他	173	128
有形固定資産	8,037	9,692	固定負債	32,580	43,592
建物	4,563	4,645	長期借入金	31,827	43,017
土地	2,735	2,735	資産除去債務	367	364
その他	738	2,311	繰延税金負債	167	74
無形固定資産	1,500	1,419	債務保証損失引当金	82	-
ソフトウェア	1,172	1,361	その他の他	135	136
その他	327	57	負債合計	77,024	62,637
投資その他の資産	74,606	83,169	純 資 産 の 部		
投資有価証券	3,797	3,337	株主資本	54,959	53,535
関係会社株式	36,768	42,620	資本金	9,903	9,761
関係会社出資金	2,634	2,727	資本剰余金	16,165	16,023
前払年金費用	292	296	資本準備金	10,870	10,728
関係会社長期貸付金	34,190	35,446	その他資本剰余金	5,294	5,294
その他	570	525	利益剰余金	34,883	33,858
貸倒引当金	△3,647	△1,783	利益準備金	620	620
資産合計	132,686	116,604	その他利益剰余金	34,263	33,237
			別途積立金	12,700	12,700
			繰越利益剰余金	21,563	20,537
			自己株式	△5,993	△6,107
			評価・換算差額等	702	431
			その他有価証券 評価差額金	702	431
			純資産合計	55,662	53,967
			負債純資産合計	132,686	116,604

損益計算書

(2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当 事 業 年 度		前 事 業 年 度 (事 業 参 考)	
	金	額	金	額
営 業 収 入	11,785		10,492	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	3,185		3,026	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	62		68	
不 動 産 賃 貸 収 入	429	15,463	429	14,016
営 業 収 益 計		15,463		14,016
営 業 費 用	8,227	8,227	7,227	7,227
営 業 外 利 益		7,236		6,788
受 取 利 息 他	652		322	
そ の 他	179	831	194	516
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	679		422	
投 資 事 業 組 合 損 失 他	275		-	
そ の 他	219	1,173	330	753
経 常 利 益		6,894		6,551
特 別 損 失				
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,863	1,863	997	997
税 引 前 当 期 純 利 益		5,030		5,553
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△1,001		△794	
法 人 税 等 調 整 額	△26	△1,028	△13	△808
当 期 純 利 益		6,058		6,362

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尻 引	善 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井	良 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齊 藤 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尻 引 善 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 良 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

太陽ホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 杉 浦 秀 徳 ㊟
常勤監査役 照 沼 か お り ㊟
監査役(社外監査役) 佐 藤 郁 美 ㊟

以上

トピックス

【太陽インキ製造】“『ヒト』と『ミライ』が化ける、新しい技術開発センター”を開設

2024年4月24日より太陽ホールディングス嵐山事業所内に技術開発センター「InnoValley（イノヴァリー）」を開設しました。

地上6階からなる本施設は、当社エレクトロニクス事業における需要と社員の増加を背景に開設し、半導体市場の回復に合わせ更なる成長軌道に乗せることや人的資本経営を実現し企業価値を高めることを主な目的としています。開発部門を中心とした社員によるワークショップの意見が反映された施設内は、知的生産性の向上とコミュニケーションの活発化に向けて低層（1-3階）と高層（4-6階）で異なる環境を設け、社員のポテンシャルを最大限に引き出す当社グループ初の試みが随所に施されています。

施設の名称である「InnoValley（イノヴァリー）」は応募総数177件の社内公募より決定しました。「InnoValley」は、「革新の渓谷」を意味する造語です。この技術開発センターが、創造と革新の源泉となり、新たなアイデアや製品が流れだす場所であることを表現しています。“Inno”はInnovation<革新>の略であり、“Valley”<渓谷>は施設所在地と施設内特徴にも係る嵐山渓谷を意味します。



「InnoValley」の概要
所在地：埼玉県比企郡嵐山町
敷地面積：約16,323㎡
延床面積：約10,400㎡
階数：地上6階
開設：2024年4月

株主総会 会場ご案内

開催日時 | 2024年6月15日（土曜日）午後1時開会

開催場所 | 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

最寄駅のご案内 | **池袋駅** | ・JR、私鉄 ●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン ●西武池袋線 ●東武東上線
・東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線



池袋駅の各路線から会場までのご案内

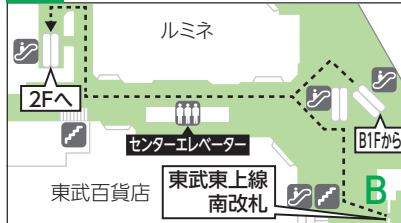
- JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン
JR池袋駅構内より **C** メトロポリタン口改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ丸ノ内線
中央通路中央改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ有楽町線
有楽町線池袋駅構内より **A** 南通路西改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ副都心線
西通路東改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 西武池袋線
B1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 東武東上線
東武東上線池袋駅構内より **B** 南改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

B1F A 東京メトロ 有楽町線 南通路西改札



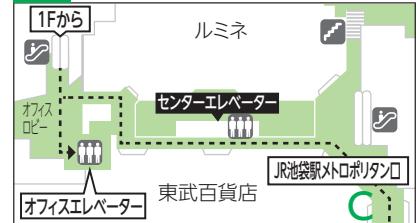
◆プリズムガーデン
エスカレーターで1Fへ

1F B 東武東上線 南改札



◆メトロポリタンプラザビル
オフィス内エスカレーターで2Fへ

2F C JR メトロポリタン口改札



◆オフィスタワーに入り
オフィスエレベーターで12Fへ